小川町地域公共交通活性化協議会設置規約新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
（目的） 第１条　小川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に関することを行うとともに、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。	（目的） 第１条　小川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に関することを行うとともに、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。
第２条（略）	第２条（略）
（協議事項） 第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため次の業務を行う。 ⑴　交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 ⑵　交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。 ⑶　交通計画に位置づけられた施策の実施に関すること。 ⑷　交通計画に位置づけられた施策の実施状況の評価に関すること。 ⑸　前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。	（協議事項） 第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため次の業務を行う。 ⑴　形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 ⑵　形成計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。 ⑶　形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 ⑷　前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。